

名古屋市公報	平成29年 8月23日 第1221号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目次 ページ

規則

- 名古屋市敬老パス条例施行細則の一部を改正する規則
 (健福・総務課) (第80号) 3

告示

- 建築協定書の縦覧 (住都・建築指導課) (第534号) 5
- 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部
 改正について (緑土・緑地管理課) (第535号) 7
- 名古屋都市計画事業の認可 (緑土・緑地事業課) (第536号) 9
- 名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧 (緑土・緑地事業課) (第537号) 10
- 名古屋都市計画事業の認可 (緑土・緑地事業課) (第538号) 11
- 名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧 (緑土・緑地事業課) (第539号) 12
- 介護保険指定特別給付事業者の指定 (健福・介護保険課) (第540号) 13
- 介護保険指定特別給付事業の廃止 (健福・介護保険課) (第541号) 15
- 名古屋都市計画特定街区の変更案の縦覧 (住都・都市計画課) (第542号) 17
- 名古屋都市計画地区計画の決定案の縦覧 (住都・都市計画課) (第543号) 18
- 道路に関する告示 (緑土・道路利活用課) (第544号) 19
- 名古屋都市計画事業筒井土地区画整理審議会委員選挙における選挙すべき委員の数
 (住都・大曾根北・筒井都市整備事務所) (第545号) 23
- 指定介護老人福祉施設の指定 (健福・介護保険課) (第546号) 24

上下水道局告示

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始 (第10号) 25

交通局管理規程

- マナカチャージ券取扱規程の一部改正 (第14号) 28

公告

- 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告
 (上下水・営業課) 30
- 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告
 (上下水・営業課) 31
- 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の変更公告
 (上下水・営業課) 32

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市敬老パス条例施行細則の一部を改正する規則（第80号）

1 改正内容

敬老パス臨時乗車証に係る規定の整備を行います。（第 3条、第 5条及び第 3号様式関係）

2 施行期日

平成29年 9月 1日から施行します。

名古屋市敬老パス条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 8月14日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第80号

名古屋市敬老パス条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市敬老パス条例施行細則（平成16年名古屋市規則第 101号）の一部を次のように改正する。

第 3条第 2項中「規定による」を削り、同条中第 4項を第 5項とし、第 3項を第 4項とし、第 2項の次に次の 1項を加える。

3 市長は、第 1項の申請をした者が65歳に達する日までに当該申請者に敬老パスを交付することが困難であると認めるときは、当該申請者に敬老パス臨時乗車証（第 3号様式）を交付することができる。

第 5条第 4項を次のように改める。

4 市長は、第 1項の申請があったときは、当該申請者に敬老パス臨時乗車証（第 3号様式）を交付することができる。

第 3号様式中

期 間	交付日から14日間有効	を	有効 期間		に改め、同様
	年 月 日まで				

式備考を同様式備考第 1項とし、同様式備考に次の 1項を加える。

- 2 有効期間は、30日以内で市長が定めた期間とする。

附 則

- 1 この規則は、平成29年 9月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市敬老パス条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて交付されている敬老パス臨時乗車証で、現に効力を有するものは、そのものの有効期間に限り、この規則による改正後の名古屋市敬老パス条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

名古屋市告示第 534 号

建築協定書の縦覧

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第70条第 1 項の規定により、建築協定書の提出がありましたので、同法第71条の規定により告示するとともに、次のとおり関係人の縦覧に供します。また、同法第72条第 1 項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

平成29年 8 月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定の名称

梅森坂第一地区建築協定

2 建築協定区域

名古屋市名東区梅森坂一丁目 801 番 1 外

3 縦覧期間

平成29年 8 月14日から同年 9 月 8 日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8 時45分より午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除きます。

5 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

6 意見の聴取会における聴取事項

梅森坂第一地区建築協定について

7 意見の聴取会の開催日時

平成29年 9 月 9 日（土） 午後 2 時00分

8 意見の聴取会の開催場所

名古屋市名東区上社二丁目50番地

名東区役所 講堂

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 535号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成29年 8月14日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

笠寺公園	南区弥生町、白雲町、 見晴町	図面南64の 3の 区域	平成 4年 2月21日
------	-------------------	-----------------	-------------

」

を

「

笠寺公園	南区弥生町、白雲町、 見晴町、貝塚町	図面南64の 4の 区域	平成 4年 2月21日
------	-----------------------	-----------------	-------------

」

に改めます。

附 則

この告示は、平成29年 8月15日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 536号

名古屋都市計画事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成29年 8月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画公園事業 5・5・7号明德公園

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

第 5・5・7号明德公園

名古屋市名東区猪高町大字猪子石字鰻廻間並びに大字藤森字香流及び字森並びに石が根町地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 537号

名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第62条第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

平成29年 8月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画公園事業 5・5・7号明德公園

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

平成29年 8月14日から平成36年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 538号

名古屋都市計画事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成29年 8月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画公園事業 4・4・6号川名公園

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

第 4・4・6号川名公園

名古屋市昭和区川原通 7丁目及び 8丁目、花見通 1丁目、広路通 7丁目及び 8丁目並びに広路町字石流地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 539号

名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

平成29年 8月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画公園事業 4・4・6号川名公園

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

平成29年 8月14日から平成32年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 540号

介護保険指定特別給付事業者の指定

名古屋市介護保険条例（平成12年名古屋市条例第21号）第 6条の 2第 1項の規定により、介護保険指定特別給付事業者として、次のとおり指定しました。

平成29年 8月15日

名古屋市長 河 村 た か し

氏名又は名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
濱田 浩	配食のふれ愛 名古屋北店	名古屋市北区水草町 2丁目55番地の 1	平成27年11月25日
有限会社伊勢勝	有限会社 伊勢勝	名古屋市中川区松ノ木町 1丁目 1番地	平成27年11月25日
朝倉 明美	宅配クック 1・2・3 名古屋緑店	名古屋市緑区鳥澄三丁目1306番地	平成27年12月 1日
株式会社味鶴	株式会社 味鶴	名古屋市中村区宿跡町 3丁目50番地の 4	平成27年12月 7日
ワタミ株式会社	ワタミ株式会社 ワタミ手づくり厨房 中京センター	愛知県津島市牛田町角田40番地の 1	平成27年12月14日
株式会社エムツー コンティニュー	宅配クック 1・2・3 なごや中央店	名古屋市昭和区安田通 7丁目 1番地の 2	平成28年 3月 1日
有限会社デザイン ルームこんどう	夢島	名古屋市中区上前津一丁目13番19号	平成28年 3月 1日
永井 尚斗	ライフ・デリ C天白区店	名古屋市天白区元八事四丁目 288番地	平成28年 4月 1日
種田 貴司	配食のふれ愛 名古屋南店	名古屋市南区外山二丁目15番 9号	平成28年 6月27日
株式会社厨の杜	葵庵	名古屋市中村区名駅三丁目 5番26号	平成28年 7月 5日
小野崎 智之	配食のふれ愛 守山店	名古屋市守山区高島町 259番地	平成28年11月15日
大石 真弘	配食のふれ愛 名東店	名古屋市名東区極楽三丁目 177番地	平成28年11月28日

株式会社ソーシャルクリエーション	ニコニコキッチン 名古屋中央店	名古屋市中区新栄二丁目31番 4号	平成29年 1月 1日
株式会社三喜サービス	宅配クック 1・2 ・3 千種名東店	名古屋市名東区猪子石一丁目 401番地	平成29年 4月 1日

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 541号

介護保険指定特別給付事業の廃止

名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号）第22条の 6の規定に基づき、次のように指定特別給付事業者から事業を廃止した旨の届出がありました。

平成29年 8月15日

名古屋市長 河 村 た か し

氏名又は名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
野尻 富生	宅配クック 1・2・3 名古屋緑店	名古屋市緑区鳥澄 3番地の1306	平成27年11月30日
株式会社ジェイセーフ	宅配クック 1・2・3 なごや中央店	名古屋市昭和区安田通 7丁目 1番地の 2	平成28年 2月29日
株式会社夢島	株式会社 夢島	名古屋市中区上前津一丁目13番19号	平成28年 2月29日
フジケアサービス合同会社	まごころ弁当 千種店	名古屋市千種区下方町 5丁目66番地	平成28年 4月 8日
大一食品株式会社	大一食品株式会社	名古屋市南区元鳴尾町 80番地	平成28年 7月13日
株式会社グロリアス	ライフデリ名古屋 名東・千種店	名古屋市千種区京命一丁目 3番地26号	平成28年 7月31日
社会福祉法人フィロス	複合老人介護ホーム フィロスみなど	名古屋市港区名港一丁目 6番 1号	平成28年 9月30日
有限会社大和技術コンサルタント	けんたくん 名古屋 港店	名古屋市港区神宮寺一丁目1002番地	平成28年11月14日
下里 文美雄	ニコニコキッチン 名古屋中央店	名古屋市東区徳川二丁目17番16号	平成28年12月31日
オールウェイズ 有限会社	キッチンエブリー	名古屋市中村区剣町 195番地	平成29年 1月 6日

メーキュー株式会社	メーキュー株式会社 穂なみ本店	名古屋市千種区小松町 7丁目39番地	平成29年 2月28日
株式会社くらし カンパニー	宅配クック1・2・3 千種・名東店	名古屋市名東区猪子石 一丁目 401番地	平成29年 3月31日

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 542号

名古屋都市計画特定街区の変更案の縦覧

名古屋都市計画特定街区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

平成29年 8月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画特定街区 又穂特定街区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市西区又穂町 2丁目の一部

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成29年 8月17日から同月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 543号

名古屋都市計画地区計画の決定案の縦覧

名古屋都市計画地区計画を決定したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

平成29年 8月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 又穂町 2丁目地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

名古屋市西区又穂町 2丁目の一部

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成29年 8月17日から同月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第544号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、平成29年8月17日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成29年8月17日

名古屋市長 河村 たかし

1 道路の区域変更

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	戸田第171号線	名古屋市中川区戸田西一丁目1401番地先から	前	0.198	6.00	第 1 図 第 附 図
			名古屋市中川区戸田西一丁目1802番地先まで	後	0.198	7.92 ～ 8.23	
	B	戸田第196号線	名古屋市中川区戸田西二丁目1001番地先から	前	0.190	6.00	
			名古屋市中川区戸田西二丁目1303番地先まで	後	0.190	8.07 ～ 8.47	

2 道路の区域変更及び供用開始

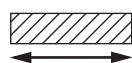
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メ ー ト ル	
県道	A	弥富名古屋線	名古屋市中川区富船町5丁目2番の1地先から	前	0.137	24.54 ～ 29.20	第 2 附 図
	B				0.126	25.00 ～ 29.20	
	A	中川中村線	名古屋市中川区富川町5丁目2番の1地先まで	後	0.137	25.34 ～ 29.20	
	A		名古屋市中川区富船町5丁目2番の1地先から	前	0.137	24.54 ～ 29.20	
	B				0.126	25.00 ～ 29.20	
	A		名古屋市中川区富川町5丁目2番の1地先まで	後	0.137	25.34 ～ 29.20	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第1 附図

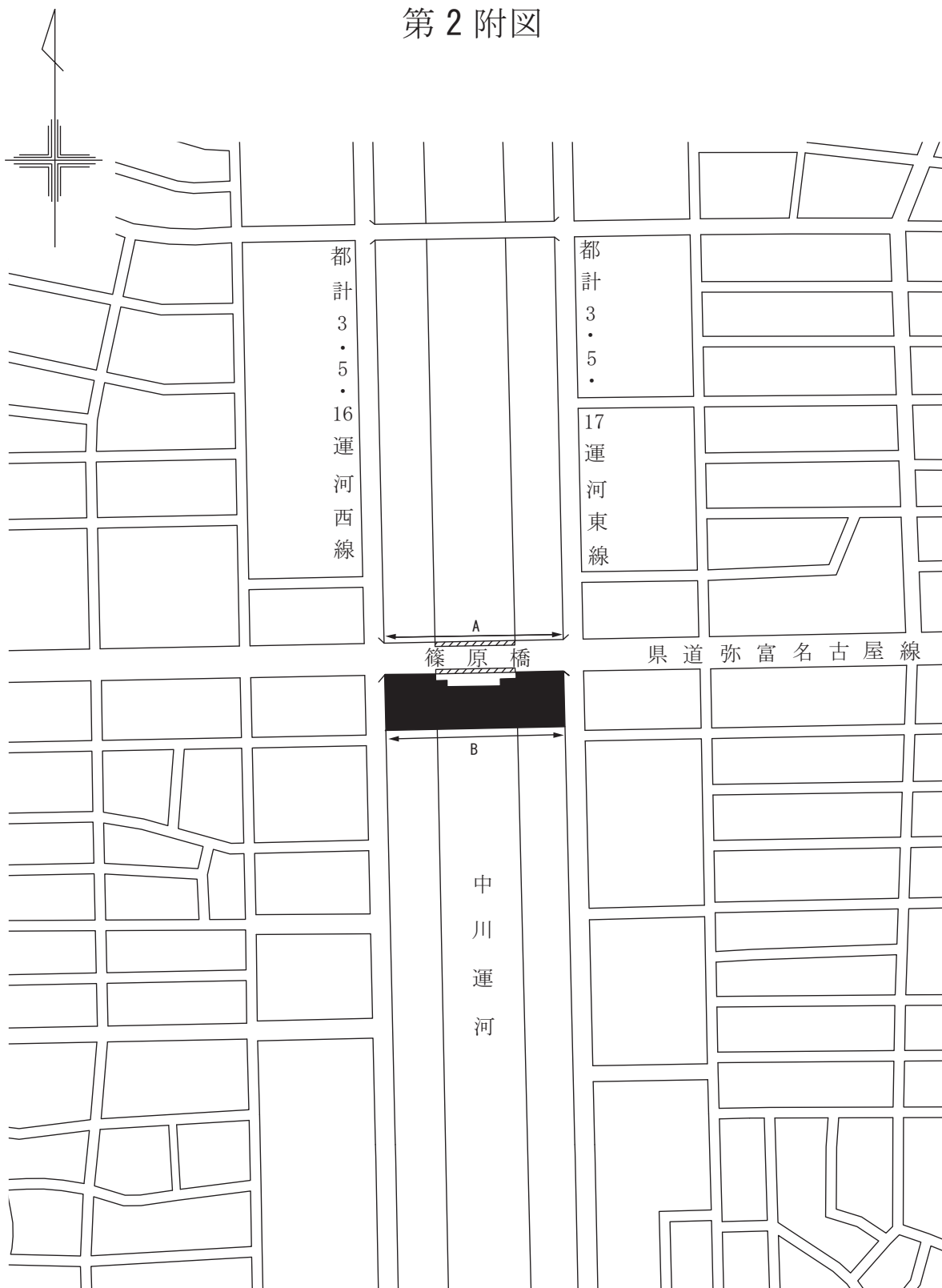


凡 例

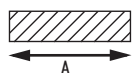


区域変更により道路の区域
とする部分

第 2 附図



凡 例



区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分



区域変更により廃道する部分

名古屋市告示第 545 号

名古屋都市計画事業筒井土地区画整理審議会委員選挙における選挙すべき委員の数

平成29年 9 月10日に執行する名古屋都市計画事業筒井土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、縦覧期間内に土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第 3 項の規定に基づく異議の申出はありませんでした。

また、同令第22条第 4 項の規定に基づき、この選挙において選挙すべき委員の数を次のとおり決めました。

平成29年 8 月18日

名古屋市長 河 村 た か し

- | | |
|----------------------------|-----|
| 1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 | 7 人 |
| 2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 | 1 人 |

名古屋市住宅都市局都市整備部大曾根北・筒井都市整備事務所

名古屋市告示第 546号

指定介護老人福祉施設の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第86条第 1項の規定により、指定介護老人福祉施設として、次のとおり指定しました。

平成29年 8月18日

名古屋市長 河 村 た か し

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定年月 日	サービスの種類
社会福祉法人 よつ葉の会	特別養護老人 ホーム瀬古の 家	名古屋市守山区 瀬古東二丁目 209番地の 1	平成29年 8月 1日	介護老人福祉施設

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市上下水道局告示第10号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、平成29年8月17日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

平成29年8月16日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日
平成29年9月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称

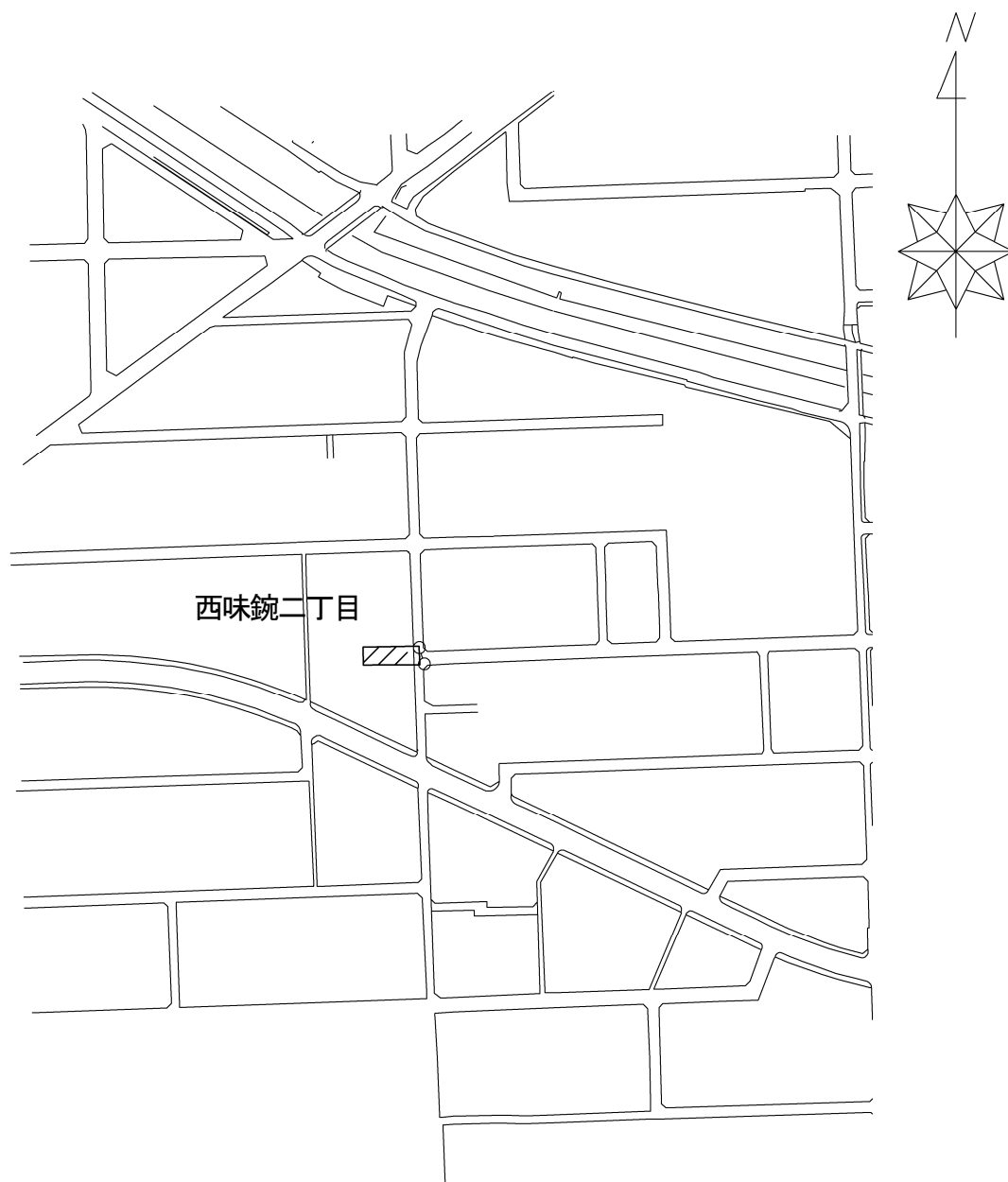
公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字 ・ 丁 目	摘 要	
北 区	西 味 鉢 二 丁 目		一部	中村区岩塚町 名古屋市上下水道局岩塚 水処理センター
港 区	七 島 一 丁 目		〃	中川区中須町 名古屋市上下水道局打出 水処理センター
	七 島 二 丁 目		〃	〃
	東 茶 屋 二 丁 目		〃	〃
	東 茶 屋 三 丁 目		〃	〃

- 3 供用を開始する排水施設の位置
別添図面のとおり
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	
分流式	北区 港区

排水施設の位置図

北区（分流式）



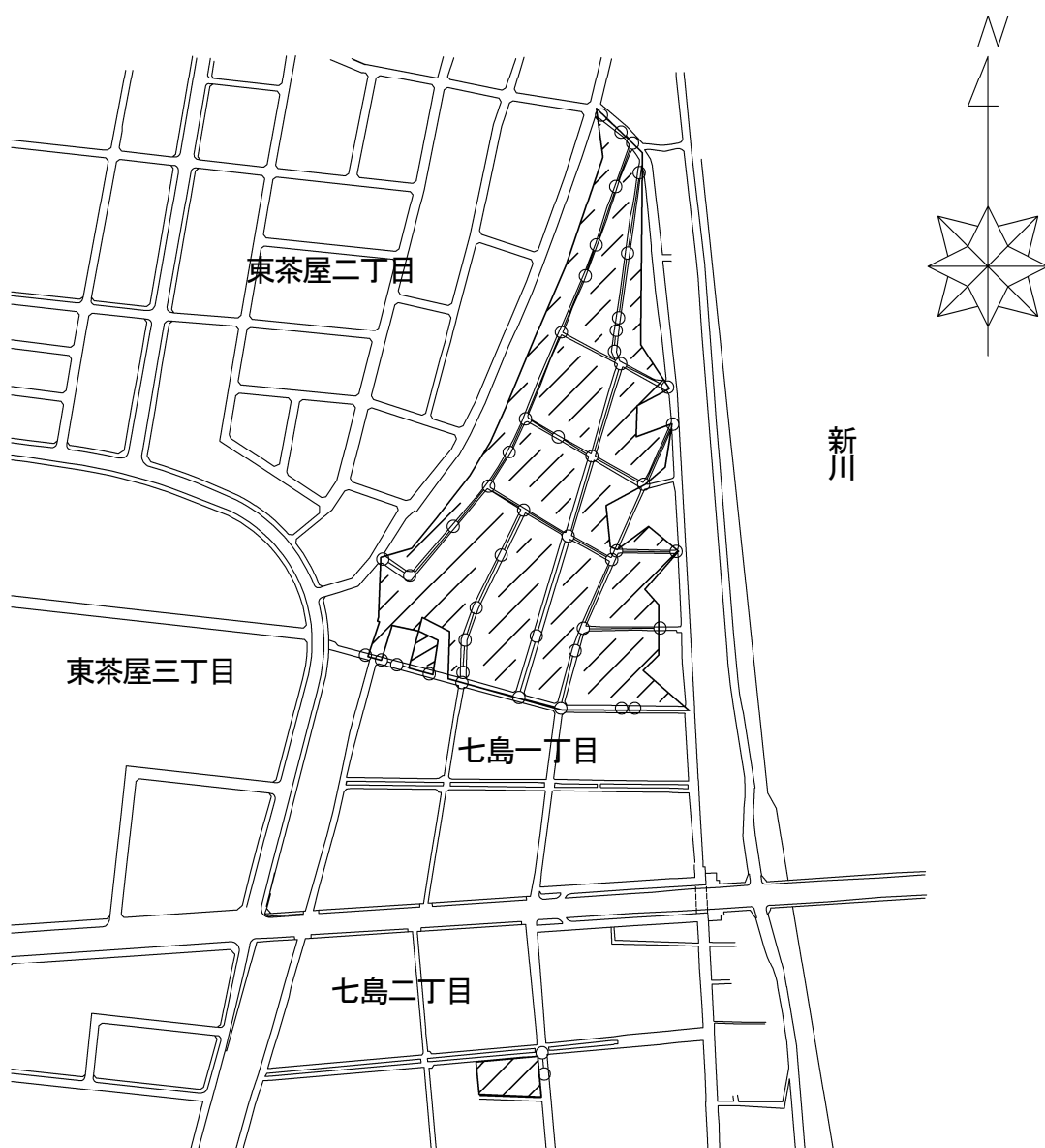
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港区（分流式）



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

名古屋市交通局管理規程第14号

マナカチャージ券取扱規程（平成23年名古屋市交通局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

平成29年8月18日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

第5条第1項中



を

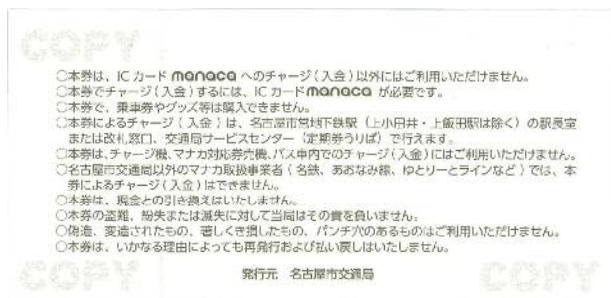


に、



を

「



に、

」

「縦 8 c m」を「縦 7. 6 c m」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年9月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前のマナカチャージ券取扱規程の規定に基づく様式のチャージ券で残量のあるものについては、この規程による改正後のマナカチャージ券取扱規程の規定にかかわらず、当分の間、販売することがある。
- 3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前のマナカチャージ券取扱規程の規定に基づいて発行されているチャージ券の取扱いについては、なお従前の例による。

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

平成29年 8月15日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1390号	(株)K O Y O	佐野 誠悟	名古屋市緑区鳴海町 字前之輪 227番地の 3	平成29年 7月12日
第1391号	(株)名東サ ービス	加藤 博士	名古屋市名東区高針 四丁目 904番地	平成29年 7月12日
第1392号	太光設備 (株)	日比野 太 郎	愛知県瀬戸市小空町 17番地の 1	平成29年 7月12日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

平成29年 8月15日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1391号	(株)名東サ ービス	加藤 博士	名古屋市名東区高針 四丁目 904番地	平成29年 7月12日
第1392号	太光設備 (株)	日比野 太 郎	愛知県瀬戸市小空町 17番地の 1	平成29年 7月12日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の変更公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第1項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように代表者の変更の届出があったので、同規程第22条第1項第2号の規定により公告する。

平成29年 8月15日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

代表者を変更した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代 表 者		変更年月日
		旧	新	
第 609号	三機テクノサポーター(株)	廣瀬 幹男	古川 松雄	平成29年 7月 6日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課